

(仮称) 道の駅しろいし整備事業 要求水準書 修正箇所一覧表

No.	書類名	修正前 ページ	修正後 ページ	項	項目名	修正前：要求水準書（令和5年12月）	修正後：要求水準書（令和6年2月）
1	要求水準書	6	6	第1部 6	必須施設	○トイレ（道路休憩施設）	◎トイレ（道路休憩施設）
2	要求水準書	6	6	第1部 6	必須施設	・トイレ（地域連携施設（本市整備分道路休憩施設トイレを含む））	・トイレ（地域連携施設【削除】）
3	要求水準書	21	21	第3部第1章 5 (7)	施設の構成・規模	【新規】	道路休憩施設 トイレ 300㎡程度
4	要求水準書	21	21	第3部第1章 5 (7)	施設の構成・規模	地域振興施設 トイレ 480㎡程度	地域振興施設 トイレ 180㎡程度
5	要求水準書	25	25	第3部第1章 6 (1)	設計の要求水準 道路休憩施設トイレ（国整備分）	【新規】	・道路休憩施設トイレ（市整備分）・地域振興施設トイレとのエリアを同一にしないこと。
6	要求水準書	26	26	第3部第1章 6 (1)	設計の要求水準 道路休憩施設トイレ（市整備分）	【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・☑「道の駅」登録・案内要綱」（国土交通省）を満たすこと。 ・☑「道の駅」利用者の便益施設として、24時間利用可能なトイレを設置すること。 ・☑道路休憩施設トイレ（国整備分）・地域振興施設トイレとのエリアを同一にしないこと。 ・☑男性用トイレには小便器（9穴）以上、洗浄便座付き大便器（5穴）以上、大型ブース（1穴）以上、オストメイト対応設備（1基）以上を設置すること。 ・☑女性用トイレには洗浄便座付き大便器（26穴）以上、大型ブース（1穴）以上、オストメイト対応設備（1基）以上を設置すること。 ・☑男性用、女性用それぞれのトイレには、折り畳み式ベビーベッド1箇所を設置すること。利用者が身だしなみを直すなど、衛生環境や利便性に配慮すること。 ・☑多機能・多目的トイレ（3基）以上を設置すること。 ・☑多機能・多目的トイレには、洗浄便座付き大便器1穴のほか、オストメイト洗浄機、手すり、非常用呼び出しボタン、ベビーベッド、洗面器等を設置すること。 ・☑それぞれのトイレには、ハンドドライヤーを設置すること。 ・☑洗面器やハンドドライヤー等の設置数は、PFI事業者の提案による。 ・☑24時間稼働する防犯カメラ等の安全対策設備を設置すること。 ・☑トイレ内に掃除用具入れを男女1箇所ずつ設置すること。 ・☑災害により上水道や外部電力の供給がない場合においても、72時間は利用が可能な仕様とすること。
7	要求水準書	27	27	第3部第1章 6 (1)	設計の要求水準 地域振興施設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男性用トイレには小便器14穴以上、洗浄便座付き大便器8穴以上、大型ブース2穴以上、オストメイト対応設備2基以上設置すること。 ・女性用トイレには洗浄便座付き大便器41穴以上、大型ブース2穴以上、オストメイト対応設備2基以上を設置すること。 ・多機能・多目的トイレには、洗浄便座付き大便器3穴のほか、オストメイト洗浄機、手すり、非常用呼び出しボタン、ベビーベッド、洗面器等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性用トイレには小便器5穴以上、洗浄便座付き大便器3穴以上、大型ブース1穴以上、オストメイト対応設備1基以上設置すること。 ・女性用トイレには洗浄便座付き大便器15穴以上、大型ブース1穴以上、オストメイト対応設備1基以上を設置すること。 ・【削除】